

「戸籍の窓口Ⅳ補訂版 婚姻・離婚・親権・未成年後見  
—フローチャートでわかる届書の審査—」お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- ・ 98 頁 「裁判離婚③」のコンピュータ記載例のキャプション中、  
(誤) 「妻の復籍した戸籍中、妻の離婚事項」  
(正) 「妻の新戸籍中、妻の離婚事項」
  
- ・ 136-137頁 「日本人の夫と婚姻した外国人妻について、婚姻継続中に帰化し、夫の戸籍に入籍した後離婚する場合・記載例」における、「離婚した夫婦の戸籍中、夫婦の離婚事項および子の親権事項」中、明子（妻）の身分事項欄のうち離婚の記載事項  
  
(誤) 【離婚日】平成25年3月15日  
【配偶者氏名】丙原満  
【新本籍】京都市中京区〇〇23番地1  
  
(正) 【離婚日】平成25年3月15日  
【配偶者氏名】丙原満  
【新本籍】京都市中京区〇〇23番地1  
【称する氏】丙原
  
- ・ 同記載例への吹き出しによる解説  
(誤) 離婚後に離婚の際と異なる氏を創設したときは、ここに、【称する氏〇〇】と記録します。  
(正) 離婚後に称した氏がわかるように、【称する氏】を記録します。

以上